

調達管理番号・案件名

26a00242\_フィリピン国サステナビリティと透明性枠組み強化プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2026年6月15日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	10	特記仕様書 日本側実施体制	本案件では長期専門家は配置されないという理解でよろしいでしょうか。配置される場合、どの期間に配置いただく予定かご教示いただけますでしょうか。	公示案に記載のとおり、本業務のコンサルタントチームが中心となって活動を進め、その中でコンサルタントチーム以外の短期専門家の投入が必要な状況となれば、投入を検討することを想定しています。
2	11	第2章特記仕様書案 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 ① 成果1に関わる活動 活動1-2	『気候変動関連プロジェクトを統合的に把握・』について、ITSFが実施する「サステナブル関連プロジェクト」ではなく「気候変動関連プロジェクト」に限定されるのはなぜですか。	本事業の目的は、「フィリピンの気候変動関係省庁において、持続可能なプロジェクト管理を行う能力強化、企業のサステナビリティ報告の強化、透明性枠組みの強化を行うことにより、気候変動対策の実施・モニタリング強化を図り、もってフィリピンの気候変動に係る取り組みの促進に寄与するもの。」であるため、活動について「気候変動関連プロジェクト」に限定しています。
3	11	第2章特記仕様書案 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 ① 成果1に関わる活動	事業目的および本プロジェクトの上位目標「持続可能なプロジェクト管理能力」の定義が、案件概要表に「フィリピン国が気候変動に係る目標達成にむけて実施するプロジェクトを持続的に実施する能力」とされていますが、成果1において気候変動対策と直接的あるいは間接的にも関与しない広範なサステナブルファイナンス全般を本業務のスコープとするとの理解で正しいでしょうか。	成果1は「気候変動関連の優先課題に対する資金動員を行うための包括的なプロジェクト監理が整備され財務省の能力が強化される。」であり、本業務のスコープは気候変動対策と関与したサステナブルファイナンスを想定しています。
4	12	第4条 業務の内容、2. 本業務にかかる事項、(1)プロジェクトの活動に関する業務、② 成果2に関わる活動	活動2-3の新たな研修教材の開発について、ここで開発した研修教材を使用した研修を活動2-4で活用するという想定でしょうか。その場合、活動2-4が現地再委託費に含まれていて、活動2-3が現地再委託費に含まれていない点について、背景をご教示いただけますでしょうか。	活動2-3で開発した研修教材を使用した研修を、活動2-4で活用するという想定です。研修教材の開発は本業務のコンサルタントチームが実施、研修については再委託により実施することを想定しています。

5	12	第4条 業務の内容、2. 本業務にかかる事項、(1)プロジェクトの活動に関する業務、② 成果2に関わる活動	活動2-3の既存研修プログラムについて、過去の研修参加企業や初年度開示対象企業から改善点の指摘やフィードバックは受けているでしょうか。活動2-3のスタート地点の整理としてお伺いしております。	具体的な改善点の指摘やフィードバックは受けていません。
6	12	第4条 業務の内容、2. 本業務にかかる事項、(1)プロジェクトの活動に関する業務、② 成果2に関わる活動	R/Dより、活動2-3の想定期間は約2年間と理解しておりますが、2-3の成果物(研修プログラムの改善と研修教材)を2-4で活用することを想定し、2-3を最初の半年程度で完了する提案は可能でしょうか。または2-3の成果物は2-4を実施する中で中長期的に作成・改善することを想定されているでしょうか。	2-3を半年程度で完了するご提案をいただくことは可能です。
7	13	特記仕様書(案) 成果3に関わる活動	公示資料p8に『別紙「案件概要表」と本紙【2】特記仕様書(案)』の記載間の齟齬がある場合は、本紙【2】特記仕様書(案)の記載が優先される。』とございます。【2】特記仕様書(案)p13では案件概要表に記載の活動3-5～3-7の記載がございませんが、一方で、p18では定額計上として活動3-4と3-7の記載がございます。活動3-5～3-7は本事業に含まれるのかどうか、ご教示いただけますでしょうか。	特記仕様書案の活動3-5～3-7の記載が漏れていました。本事業の活動に以下の活動3-5～3-7も含まれます。 活動3-5:IPPU分野及び廃棄物分野の選定されたサブセクターにおけるGHG排出量推計のため、妥当性のある国特有の排出係数及びパラメーターを開発する 活動3-6:PPU分野及び廃棄物分野におけるGHG排出量及びNDC進捗管理に係るMRVシステム及びプロセスを合理化するためデータ収集及び報告システムの改善に向けた実施を可能とする政策、制度・体制、システム並びに手続きを含む提言を作成する 活動3-7:パリ協定6条(二国間クレジット制度(JCM)を含む)の実施に係る現行の制度・体制及びプロセスをレビューし、課題及び優先事項を特定した上で、6条実施に向けた提言を行う
8	13	第4条 業務の内容、2. 本業務にかかる事項、(1)プロジェクトの活動に関する業務、② 成果2に関わる活動	サステナビリティ報告の現地研修について、想定実施回数が5回ということですが、同じ内容を異なる参加者に向けて5回実施(20名*5回=計100名)することを想定していますでしょうか。もしくは、異なるテーマで同じ20名の参加者に向けて5回実施することを想定しておりますでしょうか。 また、R/Dより、2.5年にかけて実施を想定されているようですが、集中した期間で実施することを想定していない背景をご教示ください。	異なるテーマで同じ参加者に向けて5回実施することを想定しており、参加者が実務に反映できるようになるよう、2.5年かけて実施する想定です。
9	13	第2章特記仕様書案 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 成果3に関わる活動	成果3に関わる活動が4つ記載されておりますが、別紙案件概要表にある「事業の枠組み」には7つの活動が記載されております。どちらが正かご教示ください。	質問番号7の回答をご確認ください。

10	13	第4条 業務の内容、2. 本業務にかかる事項、(1)プロジェクトの活動に関する業務	各成果の取りまとめのワークショップ・セミナーについて、3年目の一番最後に実施する想定でしょうか。成果ごとの大きな区切りのタイミングで実施することをご提案可能でしょうか。	ワークショップ・セミナーを実施するタイミングについてはご提案いただけます。
11	32	2. 業務実施上の条件、(2)業務量目途と業務従事者構成案、1)業務量の目途	2. 業務実施上の条件の業務量の目途について、35.85人月の中に、本邦研修に関する業務人月3.80を含みます(本経費は定額計上に含まれます)との記載について、報酬の見積もり計算は35.85人月から3.80人月を引いた人月で行うという理解で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	35	定額計上について	「サステナビリティ報告ガイドライン参考マニュアル・現地研修」には現地研修の会場費、並びにサステナビリティ報告ガイドライン及び参考マニュアルの翻訳費も含まれているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	35	4. 見積書作成にかかる留意事項、(4)定額計上について	「サステナビリティ報告ガイドライン参考マニュアル・現地研修」に関する、1,000万円の定額計上について、具体的に何が含まれる想定でしょうか。(現地再委託先の工数のみを含むのか、あるいは会場費、軽食、参加者の旅費、資料の印刷費などの研修実施に伴うロジスティクス費用も含むのか。) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 1,000万円にロジスティクス費用が含まれていない場合、再委託先はこれらのロジスティクスおよび費用について、一般業務費に含めるという理解で相違ないでしょうか。</li> <li>b. 1,000万円にロジスティクス費用が含まれている場合、JICAとして会場に関する要件または希望はありますでしょうか。</li> <li>c. フィリピン政府機関から何らかの提供があることを想定されていますでしょうか。(例:研修会場の提供など。)</li> </ul>	「サステナビリティ報告ガイドライン参考マニュアル・現地研修」に関する、1,000万円の定額計上について、ロジスティクス費用も含みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>b.要件・希望はありません</li> <li>c. 想定していません</li> </ul>

以上